

# 企画競争説明書

業務名称：ネパール国シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクトフェーズ2

案件番号：180517

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月12日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2018年12月12日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ネパール国シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクトフェーズ2
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
  - ( ) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
  - (○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年2月 ～ 2022年2月

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

【契約第一課、稲岡 美紀 Inaoka.Miki@jica.go.jp】

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

### 5 競争参加資格

#### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者  
具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
  - 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者  
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
  - 3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者  
具体的には、以下のとおり取扱います。
    - ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
    - ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
    - ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
    - ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。
- (2) 積極的資格要件  
当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。
- 1) 全省庁統一資格  
平成 28・29・30 年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。  
「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。
  - 2) 日本登記法人  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (3) 利益相反の排除  
利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。  
具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。  
(例：特定の排除者はありません。)
- (4) 共同企業体の結成の可否  
共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。  
なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません。  
共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。  
また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。
- (5) 競争参加資格要件の確認  
競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

## 6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2018年12月19日12時
- (2) 提出先・場所：上記4. 窓口  
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。  
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2018年12月24日までに当機構ホームページ上に行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2019年1月11日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参  
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。  
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効  
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
  - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
  - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
  - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
  - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
  - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
  - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書  
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
  - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
  - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
    - a) 旅費（航空賃）
    - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
    - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
    - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
    - e) その他（以下に記載の経費）  
プロジェクト用執務スペース  
シンズリ道路の交通調査  
技術スタディツアー
  - 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
(なし) 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
    - a) NPR1= 1.018890 円
    - b) US\$ 1 =113.385 円
    - c) EUR 1 =129.024 円

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／道路管理
  - b) 道路構造計画（パイロット事業）

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 25.00 M/M

評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

- (1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

- (2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

- (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年1月25日（金）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点 \*

⑤価格点 \*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

### 13 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_q/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_q/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：道路維持管理に関する業務 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加算」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

###### 【業務主任者（総括／道路管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと。）

##### a) 類似業務の経験：道路管理に関する業務

##### b) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全途上国での業務の経験

##### c) 語学能力：英語

##### d) 業務主任者等としての経験

##### e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

##### f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

###### 【業務従事者：担当分野 道路構造計画（パイロット事業）】

##### a) 類似業務の経験：道路施工監理に関する業務

##### b) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全途上国での業務の経験

##### c) 語学能力：英語

##### d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

##### e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

### 2 プロポーザル作成上の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業

主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

- |   |
|---|
| <p>注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。</p> <p>注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。</p> <p>注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)を押印してください。</p> <p>注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。</p> <p>注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。</p> <p>注6) 通訳団員については、補強を認めます。</p> |
|---|

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	<b>6.00</b>	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	<b>4.00</b>	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	<b>18.00</b>	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	<b>18.00</b>	
(3) 要員計画等の妥当性	<b>4.00</b>	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50.00)	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	(34.00)	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>総括／道路管理</u>	(27.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	<b>10.00</b>	<b>4.00</b>
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	<b>3.00</b>	<b>1.00</b>
ウ) 語学力	<b>5.00</b>	<b>2.00</b>
エ) 業務主任者等としての経験	<b>5.00</b>	<b>2.00</b>
オ) その他学位、資格等	<b>4.00</b>	<b>2.00</b>
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇計画</u>	( - )	(11.00)
ア) 類似業務の経験	-	<b>4.00</b>
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	<b>1.00</b>
ウ) 語学力	-	<b>2.00</b>
エ) 業務主任者等としての経験	-	<b>2.00</b>
オ) その他学位、資格等	-	<b>2.00</b>
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7.00)	(12.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	<b>7.00</b>	<b>7.00</b>
イ) 業務管理体制		<b>5.00</b>
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>道路構造計画（パイロット事業）</u></b>	( 16.00 )	
ア) 類似業務の経験	<b>8.00</b>	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	<b>2.00</b>	
ウ) 語学力	<b>3.00</b>	
エ) その他学位、資格等	<b>3.00</b>	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：</b>	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 2019年1月18日（金） 午後  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） 211 会議室
3. 実施方法：
  - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
  - (3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
    - a) 電話会議  
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
    - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議  
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以上

### 第3 業務の目的・内容に関する事項

#### 1. プロジェクトの背景

内陸国であるネパールでは、旅客や物流の大部分を道路交通に依存しているため、経済成長や貧困緩和の観点から、道路インフラの整備が重要である。しかし、当国は急峻な山岳地帯を擁するため、幹線道路や農村道路の整備が全般的に遅れている。また、雨期の土砂災害や政情不安によるデモやストライキ等で、道路交通網が度々寸断されている。

シンズリ道路（国道6号線）は、ネパールの首都カトマンズとインド国境に接する南部テライ平野を結ぶ重要な幹線道路であり、日本の無償資金協力により1996年7月に第1工区の橋梁工事が開始され、2015年3月に総延長約160kmが全線開通した。シンズリ道路は、水抜きボーリングや制水工といった土砂災害に対する一定の配慮がなされて建設された山岳道路だが、他の幹線道路と同様、雨期になると斜面崩壊や土砂災害により一部区間で道路が通行不能になる等、通年にわたって安全で円滑な道路交通の確保が課題であった。このため、公共インフラ交通省道路局（以下、「DOR」という。）の要請を受け、JICAは技術協力「シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクト」（以下、「フェーズ1」という。）を、全線開通に先立ち、2012年から4年間実施した。その結果、道路維持管理改善計画の策定や緊急情報システムの構築、道路安全対策の実施、パイロット事業を通じた災害対策工の技術移転、DORと灌漑省治水砂防管理局（以下、「DWIDM」という。）の連携・協力の推進等、シンズリ道路の維持管理体制や道路安全管理体制の構築等一定の成果を得た。

しかし、全線開通後の急激な交通量の増加、特に採石業者等大型トラックの増加により、最も初期に建設された第4工区で舗装の損傷が想定以上に進んでいる他、他の工区でも損傷が確認され始めている。また、交通量の増加に伴い一部の区間で交通事故も増えており、部分的な拡幅や視距の改善、道路利用者の安全施設の確保、交通ルールやマナーに関する啓発の徹底等、新たな取り組みの必要性が高まっている。係る状況下、シンズリ道路の維持管理・運営能力の強化に係る技術協力プロジェクト「シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクト フェーズ2（以下、「本事業」という。）」がネパール政府より要請された。

#### 2. プロジェクトの概要

##### (1) プロジェクト名

シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクト フェーズ2

##### (2) 対象地域（サイト）：

シンズリ道路（カブレパランチョウク郡、シンズリ郡、マホタリ郡）

##### (3) 対象グループ（直接裨益者）

DOR、DWIDM、道路基金（以下、「RBN」という。）のカウンターパート

##### (4) 上位目標（Overall Goal）：

シンズリ道路の安全で円滑な通行が持続的に維持される。

##### (5) プロジェクト目標（Project Purpose）：

シンズリ道路の全体的な運営・維持管理システムが強化される。

##### (6) アウトプット：

成果及び関連する活動を以下に記載する。

### アウトプット1：シンズリ道路の維持管理能力が向上する。

＜活動（Activities）＞

- 1.1 フェーズ2のワークプランをDOR、DWIDM、RBNと協力して策定する。
- 1.2 フェーズ2のワークプランに沿って、予算を含む年間維持管理計画を策定する。
- 1.3 プロジェクト終了後に実施する、シンズリ道路の中期維持管理計画を策定する。
- 1.4 シンズリ道路のハザードマップや道路台帳を更新する。
- 1.5 年間維持管理計画に沿って、日常、経常、定期、特定、緊急維持管理事業を実施する。
- 1.6 第4工区のオーバーレイの舗装や部分拡幅を行う。
- 1.7 道路用地（ROW）幅25メートルを超えた危険区域や河川浸食の治水防災事業をDWIDMが実施する。
- 1.8 シンズリ道路の有料制度をRBNと協力して導入する。
- 1.9 定期的な会合や道路の運営・維持管理に必要なモニタリングを行う。

### アウトプット2：シンズリ道路の交通安全対策能力が向上する。

＜活動（Activities）＞

- 2.1 シンズリ道路の交通事故の記録を更新し、事故原因について分析する。
- 2.2 上記分析と道路安全管理計画に沿って、道路利用者のための道路安全対策（例えば視距改善、交差点の改良、交通標識の設置、歩道やバス停の設置等）を行う。
- 2.3 EIS(Emergency Information Service：緊急情報配信サービス)の運営・維持管理を行い、道路利用者の利便性を高めるためシンズリ道路沿いにEISを追加設置する。
- 2.4 EISを利用した災害時の道路の警報基準を地元関係機関と協力して見直しする。
- 2.5 シンズリ道路の交通調査（起点終点調査、交通量調査、バス乗客インタビュー、走行速度調査、過積載車両調査等）を実施する。
- 2.6 シンズリ道路の交通安全に関する教材（小冊子、DVD等）を作成し、啓発・教育活動（学校での教育・啓発キャンペーンや寸劇、ラジオCM、掲示板の設置等）を実施する。
- 2.7 道路・交通安全に関するナレッジ共有ワークショップを実施する。
- 2.8 道路安全施設としてのRest AreaのF/Sを実施する。

### アウトプット3：シンズリ道路の損傷したコースウェイの改修に関する能力が、パイロット事業を通じて向上する。

＜活動（Activities）＞

- 3.1 シンズリ道路の現場調査を実施、パイロット事業地を選定する。
- 3.2 環境影響評価や地勢調査、地質調査等自然状況に関する調査を実施する。
- 3.3 パイロット事業の設計、見積もり、調達手続きに必要な書を準備・作成する。
- 3.4 DWIDMと協力してパイロット事業を実施する。
- 3.5 パイロット事業を通じて、計画、設計、建設、監督、維持管理等に関する実地訓練をカウンターパートに対して行う。
- 3.6 コースウェイの改修計画、調査、設計等に関するマニュアルを作成する。
- 3.7 パイロット事業に関するナレッジ共有ワークショップを実施する。
- 3.8 ネパール国内で技術スタディツアーを実施する。

(7) 関係官庁・機関：

- ・ 公共インフラ交通省 (Ministry of Physical Infrastructure and Transport : MoPIT)
- ・ エネルギー水資源灌漑省 (Ministry of Energy, Water Resources and Irrigation : MEWRI)
- ・ ネパール道路基金 (Roads Board Nepal : RBN)

(8) プロジェクト実施期間：

2019年3月から2022年2月 (36ヶ月)

(現地作業期間：2019年4月から2022年1月)

### 3. 業務の目的

「シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクト フェーズ2」に関し、本事業に係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、JICAが2018年4月11日に公共インフラ交通省、エネルギー水資源灌漑省（旧灌漑省、2018年2月に再編）、ネパール道路基金と締結したR/Dに基づいて実施される「シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクト フェーズ2」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務の実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 業務の実施方針及び留意事項

#### (1) プロジェクトの実施体制

本事業は、DORを主たるカウンターパートとして実施するが、ROW(Right of Way)以外の河川部分についてはDWIDM、維持管理予算等についてはRBNが担当していることから、これらの機関からカウンターパートとして人員が配置される予定である。そのため、カウンターパートは3機関となるが、合同調整委員会(JCC)の場を活用する等、必要な情報共有を行いながら業務を進めること。尚、JCCの体制については、配布資料：署名済みR/Dを参照すること。

#### (2) フェーズ1の成果の活用

2012年から4年間実施したフェーズ1の内容を十分に理解すること。また、フェーズ1の成果や教訓等を本業務に活用すること。具体的には、①月例会議やJCCの実施による定期的な進捗の確認、課題抽出及び解決策の検討と計画への落とし込み②DORとDWIDMとの明確な役割分担・連携③質の高い施工業者を調達する工夫（当国の調達基準・プロセスの脆弱性に留意）の3点については特に留意すること。その他、フェーズ1のプロジェクト業務完了報告書に記載されている教訓を一読し、活用を図ること。

#### (3) 技術協力成果のネパール全体への展開

本事業はシンズリ道路を対象に実施されるため、DOR本部及びシンズリ道路の維持管理を所掌するラムタール道路維持管理事務所を中心に技術移転が行われるが、シンズリ道路以外を所掌する他の地方事務所等（特にJICAが実施中の他プロジェクト

ト（有償・無償資金協力事業含む）のC/P)についても、技術スタディツアーやワークショップを活用して積極的に知見の共有を図り、移転技術の将来的な全国普及・展開に繋がる様、留意すること。

#### （４） 実施中の無償資金協力、民間技術普及促進事業等との連携

2018年5月に完了した「シンズリ道路震災復旧計画準備調査」に続き、無償資金協力案件として「シンズリ道路震災復旧計画」を実施予定である。また、2018年度末より、民間技術普及促進事業「土壌藻類を活用した環境にやさしい斜面復旧技術普及促進事業」を実施予定である。同じサイトを対象とする事業であることから綿密に情報交換を行い、可能な場合必要な連携を行うこと。

#### （５） PDM 指標に係る基準値及び目標値の設定

プロジェクト開始から6ヶ月以内を目処に、ネパール側と協議してPDMにおける指標の基準値及び目標値を設定すること。

#### （６） 機材供与

##### 1) コンサルタントによる機材調達

より効率的なプロジェクトの実施にあたって、以下の機材をC/Pに供与することを想定している。

機材名	個数		内訳
トータルステーション	3	台	DOR向け
オートレベル	6	台	DOR向け
レーザー測距儀	29	台	DOR及びラムタール道路維持管理事務所向け

但し、現段階では、具体的な仕様等の内容が確定していないことから、プロジェクト開始後にその内容をJICA及びカウンターパートと検討し、内容・整備方法・費用を決定すること。その他に必要と思われる機材についてはプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。決定内容に基づき、コンサルタントは、これらを「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」（<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/equipment.html>）に沿って調達すること。

##### 2) JICAによる機材調達

現段階ではJICAによる機材調達は想定していない。

##### 3) プロジェクト開始後に調達の主体を検討する機材調達

現時点では想定されない。

##### 4) 機材の設置・維持管理費に係る経費

機材の設置・運転維持管理費に係る燃料費、材料費については、ネパール側にて負担する予定である。

#### （７） 現地に適用する技術の活用

ネパールでは限定的な予算と人員で維持管理業務を実施していることから、現場

に最適な技術や維持管理計画等を積極的に検討・採用すること。現時点で想定されるものをプロポーザルにて提案すること。

#### (8) プロジェクト用執務スペース（コピー機等の執務用具含む）

プロジェクトチームの執務スペースは、DORが準備することとなっているが、2015年の震災の影響で現状では準備することができない。そのため、執務スペースは受注者が独自で準備することとし、費用については1年次分を別見積もりで計上すること。2年次より先方の状況改善により執務スペースが用意されることが期待されるが、仮に用意がされない場合は契約変更により対応する。先方により執務スペースが用意された場合には、速やかにそちらに移転すること。

#### (9) C/P の研修

##### 1) 概要

ネパール国内で実施する関係機関職員への技術移転の成果発現を促進する方策として、現時点では2019年度に1回（2週間・10名程度）の本邦研修の実施を想定している。現時点で想定しうる内容や対象者、実施時期、視察場所を含む研修概要及び日程表（案）についてプロポーザルにて提案すること。具体的な内容はプロジェクト開始後にJICAとの協議を経て確定する。

本研修については、コンサルタントが研修実施を行うこととし、当該業務に係る経費は、

「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）」  
(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>) を参照の上、研修実施に係る部分について積算を行うこと。

##### 2) 研修参加者の選定

各活動の研修参加者の選定に当たっては、プロジェクトによる技術移転の効果が持続的なものとなるよう、技術移転の対象となるC/P研修・ワークショップ等参加者の選定においては特定の年齢層・性別・所属に偏らないよう留意すること。但し、帰国後の報告会開催による知見の共有等を前提に、今後中核を担う若手・中堅を中心とした編成とすること等は厭わない。

#### (10) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。係る特性を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じ本事業の方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/P機関との合意文書の改訂、契約の変更等）を取ることとする。

#### (11) 技術スタディツアー等における内国旅費（ネパール国内）

技術スタディツアー等で発生するネパール側の内国旅費については、原則先方負担とする。但し、ネパール側との協議の結果、先方負担による実施が困難と判断される場合には、コンサルタントはJICAにその理由と共に報告し、対応（契約変更による増額等）について相談すること。

#### (12) アウトプット1に係る留意事項

## 1) 必要な日常、経常、定期、特定、緊急維持管理事業

技術移転が必要な維持管理技術については、ベースライン調査の結果を踏まえ特定することとする。具体例として、2017年2月に起きたシンズリ道路の一部崩壊の様な事態を未然に防ぐべく、必要な点検・モニタリング及びその結果に基づく予防的なメンテナンスが実施可能となる様、技術移転を行う。

### (13) アウトプット2に係る留意事項

#### 1) 関係機関との連携

作成した教材については、JICAボランティアや現地で活動しているNGOに広く提供し、可能な範囲で連携して啓蒙活動を実施できる様留意すること。啓発・教育活動における手法や体制、ターゲットについては、具体化してプロポーザルで提案すること。

#### 2) 活動に必要な機材の調達

活動2.2及び2.3に係る必要機材については、「6.業務の内容(5) アウトプット2.2.2及び2.3」に記載の通り、DOR資金による調達を想定しており、プロジェクトは計画、調達、機材据え付け、運営・維持管理等について、側面支援を行うものとする。

### (14) アウトプット3に係る留意事項

#### 1) パイロット事業の位置づけ

シンズリ道路区間で毎雨季に発生する地滑り等の大小様々な災害に対応するため、本事業内でパイロット事業を実施することにより、ネパール国側関係者の実務的な道路維持管理能力を向上させることを一つの目的としている。

道路は、管理者のみならず、利用者を含め多くのステークホルダーが関係するインフラであり、持続的・効率的な維持管理のためには、関係者に広く技術移転を行う必要がある。そのため、パイロット事業の実施に際しては、道路局及び治水砂防管理局を通じ、事業に関係する技術者や、現地施工業者等の関係者の能力の向上にも繋がる様、十分留意すること。

また、本パイロット事業については、高度な施工技術の適用や先進的機材の導入といったハード面ではなく、コーズウェイ改修に係る計画策定、対策箇所選定、使用工法選定、施工監理(交通制御・安全管理含む)、維持管理(予防保全含む)等のソフト面の技術移転を主目的としたものであることに留意すること。

#### 2) パイロット事業の選定

パイロット事業の実施場所については、事業そのものが対象地域において大きな投入となることから、当該地域において、十分な合意形成及び調査を経て実施する必要がある。JICAは詳細計画策定調査において、6箇所の候補サイトについて調査を行っている。本事業では再度ネパール国側と協議を行い、この6箇所の全てもしくはその内の数箇所についてパイロット事業の計画を策定すること。

#### 3) パイロット事業の費用負担

パイロット事業は最大3件を目安に実施することとし、基本的に1件を日本側資金(総額1500万円程度の規模を想定)、1~2件を先方(DOR)自己資金で実施することとする(設計等ソフト面の支援はこの限りではない)。具体的には、2)の調査及び実施場所の選定を踏まえ、DORを始めとしたC/Pと協議の上、緊急性の高い

ものや、技術移転の優先度が高いものを厳選した上で、最も優先度の高いものについて、日本側資金で実施することとする。現時点で想定される事業サイトの選定方法及び費用分担や、施工箇所・使用工法・事業費概算等についてプロポーザルにて提案すること。なお実際の事業はプロジェクト開始後にDORと協議の上、事前にJICAに提出の上、同意を得ること。また、持続性の観点から、検討の際には費用対効果の高さに特に留意すること。尚、費用については2)の結果を踏まえ、契約変更にて追加することし、現時点では見積もりに含めないものとする。

#### 4) パイロット事業の実施方法・契約方法

パイロット事業の実施に際しては、施工業者を活用することとし、調達については、現地再委託を想定している。実施に当たっては、事業計画策定から施工業者の選定（ロングリスト・ショートリストの作成、P/Qの実施、入札公示又は指名、入札図書作成・配布、入札実施、入札評価、契約交渉の支援等）、工事実施、モニタリングまで、ネパール国の手法を尊重しつつ、工期の遵守、質の管理、会計の透明性、合意形成の際の公平性等も含め技術移転を行うこと。パイロット事業の施工監理についてはDORが主体となって行うこととするが、指導方法についてプロポーザルにて提案すること。

#### 5) プロジェクト活動時期の留意点

6月から11月は雨季となるため、パイロット事業を実施する際には工程に留意すること。各年の雨量にもよるが、現地では、平均して雨季に4回程の洪水が発生している。

### 6. 業務の内容

本事業では以下の業務（活動）を実施する。想定される業務の工程はR/Dに添付のPOの通りであるが、具体的な工程をプロポーザルにて提案すること。

#### (1) ワークプラン案の作成

要請書やフェーズ1の報告書等、関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて日本国内で入手可能な資料・情報を収集・整理し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を検討した上で現地業務開始までにワークプラン案を作成し、JICAと共有する。

#### (2) ワークプランの確定

現地業務開始後にワークプラン案をC/P機関の関係者等に説明し、プロジェクトの全体像を共有した上でワークプラン案についての協議を行う。その際、R/Dに添付のPDMに記載されている上位目標、プロジェクト目標、成果の指標のうち目標値が未設定の項目について、現状を踏まえてC/P等と協議し、目標値を設定する。一連の協議を経て、必要に応じてワークプランを修正した上でワークプランを確定する。

#### (3) ベースライン調査の実施

プロジェクト開始後3か月間は成果1～成果3に係る組織面・技術面の現況レビューを行い、その結果をまとめ、JICAおよびC/Pに報告すること。またその結果に基づき必要に応じて(2)でC/P等と協議の上、策定したワークプランの見直しを行うこと。

#### (4) アウトプット1「シンズリ道路の維持管理能力が向上する」に係る活動

1.1 ワークプランに沿って、予算を含む年間維持管理計画を策定する。

ベースライン調査の結果及びプロジェクトの進捗状況に鑑みて、各年のシンズリ道路の年間維持管理計画をDORと共に策定する。年間維持管理計画については1.4で実施する日常維持管理だけでなく、経常、定期、特定、緊急維持管理についても含まれている必要がある。また、プロジェクト終了後にDORが独力で維持管理計画を適切に策定出来る様、1.2と併せ「維持管理計画策定に係るフロー」をDORと共に作成する。

1.2 シンズリ道路の中期維持管理計画を策定する。

プロジェクトで支援した内容を踏まえ単年度の計画だけでなくプロジェクト終了後の中長期的な道路維持管理計画をDORと共に策定する。計画策定の過程では、プロジェクト終了後にDORが独力で維持管理計画を適切に策定出来る様、1.1と併せ「維持管理計画策定に係るフロー」をDORと共に作成する。

1.3 シンズリ道路のハザードマップや道路台帳を更新する。

フェーズ1で作成・更新したシンズリ道路のハザードマップや道路台帳をDORと共に更新する。また、なるべく利用が容易となるよう、そのフォーマットや管理方法等についても適宜DORに提案すること。

1.4 年間維持管理計画に沿って、日常、経常、定期、特定、緊急維持管理事業を実施する。

年間維持管理計画に沿ってDORによって行われる日常、経常、定期、特定、緊急維持管理事業の実施を支援する。

1.5 第4工区のオーバーレイの舗装や部分拡幅を行う。

DORが実施する第4工区のオーバーレイの舗装や舗装について、計画、設計、施工段階において適切にアドバイスをを行い、その実施を支援する。

1.6 道路用地（ROW）幅 25 メートルを超えた危険区域や河川浸食の治水防災事業を DWIDM が実施する。

技術的助言や機関間調整等を通じ、DWIDMが実施する危険区域や河川浸食の治水防災事業を支援する。

1.7 シンズリ道路の有料制度を RBN と協力して導入する。

将来的な維持管理予算を確保するため、シンズリ道路の有料制度導入に向け、料金設定や運用方法・組織体制を含む制度設計・モデル図と、導入に向けたロードマップ（手順書）を記載した有料道路制度導入（案）をRBNと共に作成する。導入に向けた具体的な手法や条件、体制等についてはプロポーザルで提案すること。

1.8 定期的な会合や道路の運営維持管理に必要なモニタリングを行う。

シンズリ道路の運営維持管理の実施状況について、DORの主催する会合等を通じて定期的にモニタリング・記録し、必要に応じて軌道修正が図られる様、支援する。上記の体制が未構築または熟度が不十分な場合は、体制構築を支援する。

(5) アウトプット2「シンズリ道路の交通安全対策能力が向上する」に係る活動

2.1 シンズリ道路の交通事故の記録を更新し、事故原因について分析する。

DORが管理しているシンズリ道路における交通事故の記録をもとに事故原因を特定しつつ、統計が取れる様整理・更新する。

2.2 上記分析と道路安全管理計画に沿って、道路利用者のための道路安全対策（例えば視距改善、交差点の改良、交通標識の設置、歩道やバス停の設置等）を行う。

道路安全管理計画の内容をレビューの上、2.1における分析結果も踏まえ、道路の安全性確保に資する優先順位の高い施策からDORと共に実施する。尚、現時点ではJICAによる関係機材の供与は想定していない。

2.3 EIS(Emergency Information Service : 緊急情報配信サービス)の運営・維持管理を行い、道路利用者の利便性を高めるためシンズリ道路沿いに EIS を追加設置する。

フェーズ1で設置したEISについて、DORによる運営や維持管理への支援を行う。また、道路利用者の利便性向上のため、EIS追加設置に向けた計画策定や調達をDORと協議・実施する。尚、現時点ではJICAによるEISの供与は想定していない。

2.4 EIS を利用した災害時の道路の警報基準を地元関係機関と協力して見直しする。道路利用者の利便性・安全性向上のため、EISを利用した災害時の道路の警報基準を確認し、DOR及び関係機関と協議を行い、必要に応じて見直しを行う。

2.5 シンズリ道路の交通調査（起点終点調査、交通量調査、バス乗客インタビュー、走行速度調査、過積載車両調査等）を実施する。

シンズリ道路の交通調査を行う。調査の規模・範囲を含む調査内容、項目について、プロポーザルで提案すること。上記の通り現時点では調査規模・範囲が未定のため、本件は別見積もりとする。尚、交通調査については、再委託による実施も可とする。

2.6 シンズリ道路の交通安全に関する教材（小冊子、DVD等）を作成し、啓発・教育活動（学校での教育・啓発キャンペーンや活動、ラジオCM、掲示板の設置等）を実施する。

シンズリ道路の過去の事故記録や教訓等を活用し、周辺住民に交通安全に係る啓発を行うための教材を作成する。また、プロジェクト終了後DORが独自に本教材を利用して交通安全の啓発を実施できる様支援する。「5.業務の実施方針及び留意事項（12）アウトプット2に係る留意事項1）関係機関との連携」に記載の通り、啓発・教育活動における手法や体制、ターゲットについては、具体化してプロポーザルで提案すること。

2.7 道路・交通安全に関するナレッジ共有ワークショップを実施する。

プロジェクトを通じて得た知見を共有するためのワークショップを行う。主たる対象者はDOR職員とするが、ネパール全体への交通安全に係る取組の普及という観点からDORに限らず広く対象者を検討すること。

2.8 道路安全施設としての Rest Area の Pre-F/S を実施する。

DORと共同で簡易なF/S（Pre-F/S：全体構想やコンセプトデザインレベル）を実

施し、道路安全施設としてのRest Area設置に向けた計画（案）を作成する。検討の際には、ネパール側のニーズを汲みつつ、日本における道の駅等を参考とすること。ネパール側のニーズやシンズリ道路の特徴も踏まえ、Rest Area設置に向けどういった構想が考えられるか、プロポーザルで提案すること。

(6) アウトプット3「シンズリ道路の損傷したコースウェイの改修に関する能力が、パイロット事業を通じて向上する」に係る活動

3.1 シンズリ道路の現場調査を実施、パイロット事業地を選定する。

本事業では、コースウェイを対象としたパイロット事業が予定されており、本パイロット工事に必要な予算はJICAが負担することとしている。パイロット事業地の選定に当たっては、詳細計画策定調査において、6箇所の候補サイトについて調査を行っている。本事業では再度ネパール側と協議を行い、再現性・緊急性・技術的難易度といった観点からパイロット事業地をDORおよびDWIDMと共同で選定し、本パイロット事業の概要が分かる資料をJICAに提出する。「5.業務の実施方針及び留意事項（13）アウトプット3に係る留意事項3）パイロット事業の費用負担」に記載の通り、事業サイトの選定理由及び費用分担や、施工箇所・使用工法・必要金額等についてプロポーザルにて提案すること。

3.2 環境影響評価や地勢調査、地質調査等自然状況に関する調査を実施する。

3.1において提出されるパイロット事業の概要に係る資料に基づき、必要な地勢調査及び地質調査の内容を整理し、自然条件調査方針（案）としてJICAに提出し、合意を得る。

その後、JICAでは、3.1で提出されたパイロット事業の概要資料の情報から、「JICA環境社会配慮ガイドライン」に基づき環境カテゴリを確定させる。受注者は、カテゴリに応じて必要な自然条件調査方針（案）をJICAに対して提出し、合意を得る。

最後に、必要な環境影響評価を実施するため、自然条件調査方針（案）に沿って調査を行う。本調査については、再委託による実施も可とする。費用については、基本的に日本側資金での実施を想定している1件のパイロット事業に必要な分を計上し、プロポーザルにて提案すること。尚、本パイロット事業については、現時点では環境カテゴリC相当の工事を想定している。

3.3 パイロット事業の設計、見積もり、調達手続きに必要な書類を準備・作成する。

パイロット事業の設計及びそれに基づく見積もりを行い、施工計画や必要な環境社会配慮事項等を含むパイロット事業計画（案）をJICAに提出し承認を得る。また、DOR及びDWIDMとパイロット事業計画について承認を得ると共に、役割分担及び責任関係について整理する。また、パイロット事業計画（案）にその結果を記載する。尚、費用についてはP6「アウトプット3に係る留意事項」（3）に記載の通り、契約変更にて追加することし、現時点では見積もりに含めないものとする。

3.4 DWIDM と協力してパイロット事業を実施する。

3.3で承認を得たパイロット事業計画（案）に沿い、DOR及びDWIDMと共同でパイロット事業を実施する。

尚、パイロット事業における建設工事の実施に当たっては、「ODA建設工事安全管理ガイドンス」 ([https://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda\\_safety/index.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html))

に準じた工事安全管理を行うこと。

3.5 パイロット事業を通じて、計画、設計、建設、監督、維持管理等に関する実地訓練をカウンターパートに対して行う。

上記3.1～3.4の活動で実施するパイロット事業を通じて、DOR及びDWIDMに対して計画、設計、建設、監督、維持管理に係る技術指導を行う。

3.6 コーズウェイの改修計画、調査、設計等に関するマニュアルを作成する。

3.1～3.5までの活動を踏まえ、DORやDWIDMが今後独自でコーズウェイの改修を実施できる様、必要なマニュアルを作成する。

3.7 パイロット事業に関するナレッジ共有ワークショップを実施する。

上記3.1～3.6までの活動をSDMUやSDIMUだけでなく広くDORやDWIDMに対して共有するためのワークショップ（2日程度、参加者約100人を想定、DOR内の施設を使うことを想定）を開催する。ワークショップ運営方法についてプロポーザルにて提案し、見積もりに計上すること。

3.8 ネパール国内で技術スタディツアーを実施する。

成果1～成果3に係る活動について、DOR本部や、シンズリ道路の維持管理を所掌するラムタール道路維持管理事務所と、シンズリ道路以外を所掌する他の地方事務所との間で好事例や教訓を相互に共有する技術スタディツアーを1～2回程度を目安に開催する。本ツアーはDORが主催することとし、コンサルタントはその実施支援を行う。現時点では詳細未定のため、スタディツアーの訪問先及び日程案についてプロポーザルで提案すること。訪問先選定の際には、JICAが実施中の他プロジェクト（有償・無償資金協力事業含む）のC/Pを特に優先することとし、可能な限り現地の施工業者も招集し、広く知見の共有を図ること。本件については別見積もりとして計上することとする。

#### （7） モニタリング

Monitoring Sheet(JICA指定フォーム有・配布資料参照)については、事業の進捗状況の確認や事業管理上の意思決定の材料とするべく、（1）ワークプラン案の作成と同時にMonitoring Sheet Ver.1を作成し、作成日から起算して6か月おきに計7回、先方実施機関と協同で更新版を作成し、JICAネパール事務所に提出する。日常のプロジェクト活動の中において、指標に関するデータ収集・PO(Plan of Operation)及びPDM(Project Design Matrix)に基づく進捗確認を行い、その結果をMonitoring Sheetにまとめること。Monitoring Sheetに記載すべき具体的な項目としては、活動報告の他、成果発現状況、実施上の課題・懸案事項及びその対処方針、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素、がある。（以下、この一連の作業を、「モニタリング」という。）モニタリングの実施に当たっては、モニタリングのための材料となるベースライン調査と進捗状況調査を行い、評価案と今後の方針を作る「モニタリング」団員を業務従事者に含めることを推奨する。（2MM程度）

プロジェクト開始時には、最初に行われるプロジェクト普及セミナー等の現地協議において、「モニタリング及び事後評価の実施に係るJICAの原則」「プロジェクトにおけるモニタリングの位置付け」「PDMとモニタリングの関連性」「モニタリングと事後評価の関係性」等についてプロジェクト関係者間での理解を図り、先方側への協力を求めること。またこの段階においては、指標ごとに①指標の定義・補足

説明、②プロジェクト開始前の状況、③収集方法・情報源、④収集時期・頻度、⑤指標達成時期、⑥データ収集の担当者(日本側、ネパール(C/P)側双方記載)を整理すること。プロジェクトの後半では、プロジェクト終了後の持続性も考慮し、C/P主導でデータ収集が実施されることが望ましい。

このモニタリング実施の体制のあり方については、コンサルタントが個別案件の特性を踏まえてプロポーザルにおいて提案すること。その際、配布資料としたモニタリングに係る各種資料の中の「運輸交通分野の技術協力プロジェクトにおけるモニタリングマニュアル(試行版)」を参考にすること。尚、モニタリング体制導入に伴い、従来の中間レビュー調査・終了時評価調査は実施しない予定である。

#### (8) JCC (Joint Coordination Committee) の開催

JCCをプロジェクト期間中計7回、6か月に一回を目途に開催し、プロジェクトの進捗・課題・予定を関係者間で共有する。尚、JCC参加者は、原則として、R/Dに定められたメンバーとするが、それ以外の組織の参加についても事前に確認した上で適宜オブザーバーとして参加召集する。JCCでは、Monitoring SheetやPDM・POの修正案をプロジェクト専門家またはC/Pが説明し、(7)のモニタリングの結果の報告を行うこと。この結果をもとにC/Pやネパール側の関係機関と議論を行い、必要に応じてネパール側の意見も踏まえたうえで、PDM・POの改訂を検討する。

#### (9) Project Completion Report の作成・協議

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度と併せて、今後の類似プロジェクトでの活用を想定し実施運営上の工夫や課題・教訓等をProject Completion Reportに取りまとめる。

事業完了3ヶ月前までに専門家チームは先方実施機関と協同で報告書案を作成し、在外事務所に提出。その後JICAからのコメントを踏まえて報告書案を修正し、JCCで合同レビューを実施し、その結果を踏まえ報告書を修正、確定する。

### 7. 報告書等

#### (1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。尚、本契約における最終報告書は「4) Project Completion Report」とする。

報告書名	提出時期	部数、仕様
1) 業務計画書	契約締結後10日以内	• 和文 5 部
2) ワークプラン	プロジェクト開始時 (2019年3月)	• 英文 10 部
3) Monitoring Sheet (全7回)	●Ver.1 : プロジェクト開始時 (2019年3月) ●Ver.2 : Ver.1提出の6カ月後 (2019年9月) ●Ver.3 : Ver.2提出の6カ月後 (2020年3月) ●Ver.4 : Ver.3提出の6カ月後 (2020年9月) ●Ver.5 : Ver.4提出の6カ月後 (2021年3月)	• 各 Monitoring Sheet につき、Word 形式もしくは PDF 形式でソフトデータにて提出

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●Ver.6 : Ver.5提出の6カ月後 (2021年9月)</li> <li>●Ver.7 : Ver.6提出の6カ月後 (2022年3月)</li> </ul>	
4) Project Completion Report	プロジェクト終了時 (2022年3月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 和文 10 部 (製本)</li> <li>• 英文 10 部 (製本)</li> <li>• 和文要約 10 部 (製本)</li> <li>• CD-R 和文英文各 5 枚</li> </ul>

注1. 「1) 業務計画書」は、共通仕様書第6条に規定する業務計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2. 「2) ワークプラン」は、現地での業務を開始する前にドラフトを作成しJICAと共有する。現地業務開始後にC/Pとの協議や現地の状況の把握等を経て必要に応じて加筆・修正し、最終的にC/P機関の合意を得たものを提出することとする。

注3. 報告書の印刷 (簡易製本を含む)、電子化 (CD-R) にあたっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注4. 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

注5. 「3) Monitoring Sheet」、「4) Project Completion Report」の記載項目については、配布資料「モニタリングに係る各種資料」を記載すること

尚、「2) ワークプラン」「4) Project Completion Report」の記載項目 (案) は以下の通りとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICAとコンサルタントとで協議、確認する。

ア) 「2) ワークプラン」

- a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制 (JCC の体制等を含む)
- e) PDM (指標の見直し及びベースライン設定)
- f) 業務フローチャート
- g) 詳細活動計画 (WBS 等の活用)
- h) 要員計画
- i) 先方実施機関便宜供与事項  
その他必要事項

イ) 「4) Project Completion Report」

- a) プロジェクトの概要
- b) 活動内容
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓
- d) プロジェクト目標の達成度
- e) 上位目標達成に向けた提言

## (2) 技術協力作成資料

コンサルタントは、以下の資料を作成し、提出すること。尚、提出にあたっては、事業完了報告書に添付して提出することとする。

ア 維持管理計画策定に係るフロー (アウトプット1)

イ 最新のシンズリ道路台帳・ハザードマップ (アウトプット1)

ウ 有料道路制度導入 (案) (アウトプット1)

エ 交通安全啓発教材 (アウトプット2)

オ Rest Areaに係るF/S報告書 (アウトプット2)

カ パイロット事業サイトの環境影響評価・地質調査報告書 (アウトプット3)

キ コーズウェイの改修計画、調査、設計等に関するマニュアル（アウトプット3）

**（3）コンサルタント業務従事月報**

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。尚、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS(Work Breakdown Structure)
- エ 業務フローチャート

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程計画

2019年3月に事前準備を開始し、2019年4月初旬から2022年2月末まで現地での活動を行う。最終JCC開催の3週間前までに「プロジェクト業務完了報告書」(案)を含む報告書(案)を作成・提出し、2022年3月下旬までに報告書を作成・提出する。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途：全体約 59M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

- 1) 総括／道路管理(2号)
- 2) 道路構造計画(パイロット事業)(3号)
- 3) 道路維持管理
- 4) 交通安全(教育・広報含む)／交通調査
- 5) 水文分析/治水
- 6) 構造設計(コーズウェイ)
- 7) 道路防災・EIS
- 8) 有料道路制度
- 9) 業務調整(研修・モニタリング含む)／機材・業者調達／環境社会配慮

注)業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。尚、上記に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。但し、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

### 3. 対象国の便宜供与

(1) カウンターパートの配置

(2) 執務スペースの提供(家具、通信環境含む)

注)但し、「5.業務の実施方針及び留意事項(8)プロジェクト用執務スペース」に記載の通り、現状ではDORによる執務スペースの提供が困難であることから、プロジェクト開始段階においては受注者が自ら準備することとし、1年次分の所要額を見積りに含めること。2年次より先方の状況改善により執務スペースが用意されることが期待されるが、仮に用意がされない場合は契約変更により対応する。

(3) その他プロジェクト実施に必要な運営費用

### 4. 配布資料

(1) 詳細計画策定調査報告書

(2) R/D(PDM、PO(JICA案)を含む)

(3) モニタリングに係る各種資料

### 5. パイロット事業

本事業では、コーズウェイの改修に係るパイロット事業を実施予定である。この活動に必要な施工業者・機材についてコンサルタントが調達することを想定している。費用については、活動において策定したパイロット事業計画(案)のJICA承認後、契約変更にて追加することとし、現時点では見積もりに含めないものとする。コンサルタ

ントは、施工業者・機材の調達に必要な費用を計上した見積もりをパイロット事業計画（案）に含めることとする。機材の購入方法等は、

「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/equipment.html>)に従うこと。また、資機材の仕様については、ネパール側の意見を汲み、プロジェクト終了後も先方の責任で維持管理可能なものとする。

尚、本契約において調達する供与機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICAに対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、コンサルタントが当該国に持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

## 6. 現地再委託

以下の業務について、現地再委託を認める。

- ・シンズリ道路における交通調査（アウトプット2）、
- ・パイロット事業実施準備に係る自然条件調査（アウトプット3）、
- ・パイロット事業（アウトプット3）

## 7. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA事務所、日本大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整を十分に行う。また、JICA事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段についてJICA事務所と緊密に連絡を取り、安全対策について了解を取るよう留意する。

## 8. その他の留意事項

### （1）複数年度契約

本事業においては、全期間を一括で、年度を跨ぐ契約（複数年度契約）を締結する予定であるため、年度を跨ぐ現地作業及び国内作業を継続して実施することが可能である。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は不要とする。

### （2）不正腐敗防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。尚、疑義ある事象が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

### （3）各種報告書・作成資料に関する著作権

本事業において作成される各種報告書・作成資料の著作権は、JICAに帰属する（但し、コンサルタントが従前より権利を有する著作物及びノウハウは除く）と共に、コンサルタントはいかなる場合についても著作者人格権を主張しないこととする。また、同報告書・作成資料はネパール側が公共の目的に活用する場合において、無償の利用許諾及び必要に応じた改編等も認める。

(4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上

別紙：位置図

